(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
菌体りん酸肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　専ら原料規格第二中十六の項イに掲げる原料を使用したもの 二　原料規格第二中十六の項イに掲げる原料に動植物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三　原料規格第二中十六の項イに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第二中十六の項ロに掲げる原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたもの 四　専ら原料規格第二中十六の項ロに掲げる原料を使用したもの）	（略）	（略）	一～四　（略） 五　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六　（略）

(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆りん酸肥料（りん酸質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	（略）	（略）	一　（略） 二　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三・四　（略）

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
菌体りん酸肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　専ら原料規格第二中十六の項イに掲げる原料を使用したもの 二　原料規格第二中十六の項イに掲げる原料に動植物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三　原料規格第二中十六の項イに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第二中十六の項ロに掲げる原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたもの 四　専ら原料規格第二中十六の項ロに掲げる原料を使用したもの）	（略）	（略）	一～四　（略） 五　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六　（略）

(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆りん酸肥料（りん酸質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	（略）	（略）	一　（略） 二　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三・四　（略）